

様式第1号(第5条関係)

宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 指 定 通 知 書		
年 月 日		
様 那須町長		
那須町宿泊税条例第7条第2項の規定により、次のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。		
指 定 番 号		
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
指 定 の 理 由		

教示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、那須町長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、那須町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において那須町を代表する者は、那須町長です。
ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第2号(第6条関係)

宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 経 営 申 告 書					
年 月 日					
那須町長 様					
(特別徴収義務者)					
住所(所在地)					
氏名(名称)					
電話番号					
那須町宿泊税条例第8条第1項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者として次のとおり申告 します。					
宿 泊 施 設	所在地	〒			
	ふりがな 名 称				
	電話番号				
	概 要	延床面積 ㎡	地上 階 地下 階	客室数(棟数)	収容人数
	営業開始(予定)日	年 月 日			
営 業 許 可 等	住所(所在地)	〒			
	ふりがな 氏名(名称)				
	電話番号				
	営業種別	ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 民泊			
	許可(届出)番号				
施 設 所 有 者	住所(所在地)	〒			
	ふりがな 氏名(名称)				
	電話番号				
書 類 送 付 先	住所(所在地)	〒			
	ふりがな 氏名(名称)				
	電話番号				
備 考					

様式第3号(第6条関係)

宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 経 営 申 告 受 理 通 知 書		
年 月 日		
住所(所在地)		
氏名(名称) 様		
那須町長		
宿泊税特別徴収義務者の申告を受理しましたので、那須町宿泊税条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。		
指 定 番 号		
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
備 考		

		指 定 番 号			
宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 異 動 申 告 書					
年 月 日					
那須町長 様					
(特別徴収義務者)					
住所(所在地)					
氏名(名称)					
電話番号					
宿泊税の特別徴収義務者に係る事項の変更について、那須町宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり申告します。					
宿泊施設	所在地	〒			
	ふりがな 名 称				
	電話番号				
変更日		年 月 日			
変更項目		特別徴収義務者・施設・営業許可等・施設所有者・書類送付先 その他()			
変更内容		変更前		変更後	

		指 定 番 号	
宿 泊 施 設 営 業 休 止 ・ 再 開 ・ 廃 止 届 出 書			
年 月 日			
那須町長 様			
宿泊施設の休止、再開又は廃業について、那須町宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。			
特 別 徴 収 義 務 者	住所	〒	
	ふりがな 氏 名		
	電話番号		
宿 泊 施 設	所在地	〒	
	ふりがな 名 称		
	電話番号		
申 告 区 分		☐ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止	
休 止 期 間		年 月 日から 年 月 日まで ☐ 再開日未定	
再開又は廃止の日		年 月 日から	
休止又は廃止の理由			

		指 定 番 号	
宿 泊 税 納 税 管 理 人 申 告 書 ・ 承 認 申 請 書			
年 月 日			
那須町長		様	
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
氏名(名称)			
電話番号			
宿泊税の納税管理人を定め、又は変更したことについて、那須町宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり(申告・承認申請)します。			
区 分		新 納 税 管 理 人	旧 納 税 管 理 人 (変 更 の 場 合)
住所(所在地)		〒	〒
ふりがな 氏名(名称)			
電 話 番 号			
宿 泊 施 設	所在地	〒	
	ふりがな 氏名(名称)		
	電 話 番 号		
承認申請の場合の理由			

		指 定 番 号	
宿 泊 税 納 税 管 理 人 (承 認 ・ 不 承 認) 通 知 書			
		年 月 日	
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
氏名(名称)		様	
那須町長			
那須町宿泊税条例施行規則第7条第2項の規定により、宿泊税の納税管理人として次のとおり (承認・不承認)することを決定しましたので通知します。			
特 別 徴 収 義 務 者	住 (所 在 地)		
	氏 (名 称)		
宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
申請のあった納税管理人	住 (所 在 地)		
	氏 (名 称)		
不 承 認 の 場 合 の 理 由			

	指 定 番 号	
宿 泊 税 納 税 管 理 人 選 任 免 除 認 定 申 請 書		
年 月 日		
那須町長 様		
(特別徴収義務者)		
住所(所在地)		
氏名(名称)		
電話番号		
宿泊税の納税管理人の選任を要しないことの認定について、那須町宿泊税条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。		
宿 泊 施 設	所在地	〒
	ふりがな 氏名(名称)	
	電 話 番 号	
選任を要しない理由		

		指 定 番 号	
宿 泊 税 納 税 管 理 人 選 任 免 除 (認 定 ・ 不 認 定) 通 知 書			
		年	月 日
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
氏名(名称)		様	
那須町長			
那須町宿泊税条例施行規則第7条第4項の規定により、申請のありました納税管理人の選任免除について、次のとおり(認定・不認定)することを決定しましたので通知します。			
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名 (名 称)		
宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
不 認 定 の 場 合 の 理 由			

宿 泊 税 納 入 申 告 書				指定番号※			
那 須 町 長 様				年 月 日			
特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称)							
宿泊税の納入について、那須町宿泊税条例第10条第1項の規定により、下記のとおり申告します。							
宿泊施設		所在地 名 称					
年 月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額		
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	泊	100 円	円		
		10,000円以上20,000円未満	泊	300 円	円		
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円		
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円		
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円		
		100,000円以上	泊	3,000 円	円		
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円		
	B 課税免除		泊				
	C 総宿泊数(A+B)		泊				
年 月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額		
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	泊	100 円	円		
		10,000円以上20,000円未満	泊	300 円	円		
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円		
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円		
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円		
		100,000円以上	泊	3,000 円	円		
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円		
	B 課税免除		泊				
	C 総宿泊数(A+B)		泊				
年 月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額		
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	泊	100 円	円		
		10,000円以上20,000円未満	泊	300 円	円		
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円		
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円		
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円		
		100,000円以上	泊	3,000 円	円		
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円		
	B 課税免除		泊				
	C 総宿泊数(A+B)		泊				

注 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。
ただし、那須町宿泊税条例第10条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。

町税

納入書及び納入済通知書

指定番号	特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称)
年度	納
宿泊税	
年 月 分	
税 額	円
延滞金額	
加算金額	
合 計	
納 期 限	年 月 日
摘 要	申告、更生、決定
納入場所 那須町役場 本庁・支所 足利銀行 本所店・支店(出張所) 栃木銀行 本店・支店(出張所) 福島銀行 本店・支店(出張所) 大田原信用金庫 本店・支店 白河信用金庫 本店・支店(出張所) 那須信用組合 本店・支店(出張所) 那須野農業協同組合本店・支店(出張所)	
領収日付印	

(町 保 管)
那 須 町

町税

領 収 証 書

指定番号	特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称)
年度	様
宿泊税	
年 月 分	
税 額	円
延滞金額	
加算金額	
合 計	
納 期 限	年 月 日
摘 要	申告、更生、決定
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	

(納 入 者 保 管)
那 須 町

様式第12号(第8条関係)

宿 泊 税 合 算 申 告 納 入 承 認 申 請 書

年 月 日

那須町長 様	特別 徴収 義務 者	住 所 (所在地)	電話 ()
		氏名(名称)又は 法人名及び代表者名	
次の施設に係る宿泊税について、合算申告納入の適用を受けたいので、那須町宿泊税条例施行規則 第8条第2項の規定により申請します。			
合算申告納入の適用希望時期		年 月分(月末日納期分)から	
所 在 地	①	②	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
所 在 地	③	④	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
所 在 地	⑤	⑥	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
所 在 地	⑦	⑧	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
所 在 地	⑨	⑩	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
所 在 地	⑪	⑫	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
所 在 地	⑬	⑭	
名 称			
指 定 番 号			
申告納期限の特例	有 ・ 無	有 ・ 無	
備 考			

宿 泊 税 合 算 申 告 納 入 承 認 通 知 書		
年 月 日 (特別徴収義務者) 住所(所在地) 氏名(名称) 様 那須町長 申請のありました宿泊税合算申告納入について承認しましたので、那須町宿泊税条例施行規則第8条第3項の規定により通知します。		
特別徴収義務者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
	合 算 指 定 番 号	
	適 用 開 始 月	年 月 分(月末日納期分)から
備 考		

		指 定 番 号			
宿 泊 税 納 入 申 告 書 の 提 出 期 限 等 の 特 例 承 認 申 請 書					
年 月 日					
那須町長		様			
(特別徴収義務者)					
住所(所在地)					
氏名(名称)					
電話番号					
那須町宿泊税条例第10条第2項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、次のとおり承認を受けたいので申請します。					
宿 泊 施 設	所在地				
	名 称				
	経営開始年月日	年 月 日			
特例の適用を受けようとする税額		年 月 分 (月 末 日 納 期 分) 以 後 の 税 額			
対象期間における申告納入すべき 宿泊税額の宿泊施設ごとの合計額		円			
旅館業法による営業許可日又は 住宅宿泊事業法による届出日		年 月 日		許可番号又は届出番号	

注1 「対象期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12箇月間をいいます。

2 次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

(1) 那須町宿泊税条例第10条第3項の規定による承認の取り消しを受けてから、1年を経過していない場合

(2) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合

(3) 対象期間において、町税又はその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金若しくは滞納処分費の滞納がある場合

		指 定 番 号	
宿泊税納入申告書の提出期限等の特例(承認・不承認)通知書			
年 月 日			
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
氏名(名称)		様	
那須町長			
申請のありました宿泊税納入申告書の提出期限等の特例について(承認・不承認)しました ので那須町宿泊税条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。			
宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
特例の適用を受ける税額	年 月分(月末日納期分)以後の税額		
不 承 認 の 場 合 の 理 由			

教示

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、那須町長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、那須町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において那須町を代表する者は、那須町長です。
ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

		指 定 番 号	
宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認取消通知書			
年 月 日			
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
氏名(名称)		様	
那須町長			
那須町宿泊税条例第10条第3項の規定により、次のとおり宿泊税納入申告書の提出期限等の 特例承認を取り消したので通知します。			
宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
特例の承認を受ないこととなる税額	年 月分(月末日納期分)以後の税額		
取 消 し の 理 由			

教示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、那須町長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、那須町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において那須町を代表する者は、那須町長です。
ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第17号(第10条関係)

				指定番号	
宿 泊 税 (更 正 ・ 決 定) 通 知 書					
年 月 日					
(特別徴収義務者)					
住所(所在地)					
氏名(名称) 様					
那須町長					
地方税法第733条の16第1項から第3項までの規定により、次のとおり(更正・決定)しましたので、 同条第4項の規定により通知します。					
宿泊施設	所在地				
	名 称				
更正・決定の理由					
区分	更正・決定の額			既に納入の確定した 宿泊税額	差引増減額
	税率	宿泊数	税額		
年 月分	100 円	泊	円	円	円
	300 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
	800 円	泊	円	円	円
	1,500 円	泊	円	円	円
	3,000 円	泊	円	円	円
小 計		泊	円	円	円
年 月分	100 円	泊	円	円	円
	300 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
	800 円	泊	円	円	円
	1,500 円	泊	円	円	円
	3,000 円	泊	円	円	円
小 計		泊	円	円	円
年 月分	100 円	泊	円	円	円
	300 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
	800 円	泊	円	円	円
	1,500 円	泊	円	円	円
	3,000 円	泊	円	円	円
小 計		泊	円	円	円
この通知により納入すべき宿泊税額					円 ①
加 算 金 額	区 分※		割 合		金 額
	過 ・ 不 ・ 重				円 ②
合計(①+②)		円		納期限	年 月 日

注 加算金額の区分 ※過:過少申告加算金、不:不申告加算金、重:重加算金

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、那須町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、那須町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において那須町を代表する者は、那須町長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

					指定番号			
徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書								
年 月 日								
那 須 町 長 様								
特別徴収義務者								
住所(所在地)								
氏名(名称)								
電話番号								
宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、那須町宿泊税条例第12条第2項の規定により、還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付の上、次のとおり申請します。								
宿泊施設	所在地							
	名 称							
申請の区分			還 付 ・ 納入義務の免除					
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分					年 月分			
納入すべき税額等	税 率	100 円	300 円	500 円	800 円	1,500 円	3,000 円	合 計
	宿泊数	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊
	税 額	円	円	円	円	円	円	円
受けようとする義務免除を	税 率	100 円	300 円	500 円	800 円	1,500 円	3,000 円	合 計
	宿泊数	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊
	税 額	円	円	円	円	円	円	円
申請の理由								

		指定番号			
徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書					
年 月 日					
(特別徴収義務者)					
住所(所在地)					
氏名(名称) 様					
那須町長					
申請のありました宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、次のとおり決定したので、那須町宿泊税条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。					
申 請 の 区 分		還 付 ・ 納入義務の免除			
決 定 の 内 容		申請額どおり承認する ・ 一部承認する ・ 不承認			
宿 泊 施 設	所 在 地				
	名 称				
申 告 受 理 日			年 月 日		
申 告 の 年 月			年 月分		
申 請 し た 税 額			円		
還付又は納入義務免除を決定した額			円		
一部承認又は不承認と決定した理由					
備 考					

宿 泊 税 更 正 請 求 書		指定番号※	
那 須 町 長 様		年 月 日	
特別徴収義務者			
住所(所在地)			
氏名(名称)			
電話番号			
宿泊税の更正について、地方税法第20条の9の3第3項の規定により、次のとおり請求します。			
宿泊施設	所在地		
	名 称		
更正の請求の対象		年 月分	
更正の請求をする理由 その他参考となる事項			

更正の請求内容詳細

更正の請求前	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	泊	100 円	円
		10,000円以上20,000円未満	泊	300 円	円
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円
		100,000円以上	泊	3,000 円	円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円
	B 課税免除		泊		
	C 総宿泊数(A+B)		泊		
更正の請求後	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	泊	100 円	円
		10,000円以上20,000円未満	泊	300 円	円
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円
		100,000円以上	泊	3,000 円	円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円
	B 課税免除		泊		
	C 総宿泊数(A+B)		泊		

この請求書は請求の対象月ごとに作成が必要です。請求対象が複数の月に及ぶ場合は、対象となる月ごとに本書を作成してください。更正の請求内容詳細欄の記入方法は、宿泊税納入申告書(様式第10号)と同じです。「更正の請求前」の欄には既に申告済みの内容を記載してください。

		指定番号	
宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認申請書			
年 月 日			
那 須 町 長 様			
那須町宿泊税条例施行規則附則第3項の規定による、那須町宿泊税の初年度申告納入期限に関する特例の適用を受けたいので、次のとおり申請します。			
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名 (名 称)		
特例の適用を受けようとする宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
特例の適用を受けようとする税 額 (適用を希望する月に○)		令和 8 年 10 月分	(令和8年11月末日納期分)
		令和 8 年 11 月分	(令和8年12月末日納期分)
		令和 8 年 12 月分	(令和9年1月末日納期分)
		令和 9 年 1 月分	(令和9年2月末日納期分)

上記の枠内に○を付けた月の分について、令和9年3月末日までに申告納入します。

		指定番号	
宿泊税の令和9年度における申告納入期限の特例適用に関する承認申請書			
年 月 日			
那 須 町 長 様			
那須町宿泊税条例施行規則附則第5項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、 次のとおり承認を受けたいので申請します。			
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名 (名 称)		
特例の適用を受けようとする宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
	経 営 開 始 年 月 日	年 月 日	
特例の適用を受けようとする税額		年 月 分 (月 末 日 納 期 分) 以 後 の 税 額	

		指定番号	
宿泊税の令和9年度における申告納入期限の特例適用に関する承認通知書			
年 月 日			
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
氏名(名称)		様	
		那須町長	
申請のありました宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用について承認しましたので、那須町 宿泊税条例施行規則附則第6項の規定により通知します。			
指 定 す る 宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
特 例 の 適 用 を 受 け る 税 額	年 月 分 (月 末 日 納 期 分) 以 後 の 税 額		
備 考			

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、那須町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、那須町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において那須町を代表する者は、那須町長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。